

東急不動産株式会社「(仮称) 松前2期風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

令和2年9月17日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 松前2期風力発電事業計画段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 北海道松前郡松前町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大90,300kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月23日
環境大臣意見受理	令和2年 8月24日
経済産業大臣意見	令和2年 9月17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称) 松前2期風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による稼働中の風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (2)風車の影に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (3)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

## (4)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された土砂流出防備保安林及び「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区等)等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域

である。このため、風力発電設備等の配置及び搬入ルート等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、河川・沢筋等からの距離を確保するとともに、土地の改変量及び濁水の流出等を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査第3回調査(特定植物群落)で特定植物群落に選定されている「松前一江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林」及び、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

#### (6) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、松前矢越道立自然公園内に主要な眺望点が存在し、本事業の実施により、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により利用施設及び主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況及び利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。